

2. 群馬漁業協同組合

2 群馬漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第四条第2項の変更（漁具漁法の制限の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- I 疑似おとり使用する友釣の期間の変更
- II 毛針釣（フライ釣を除く）の区域の変更
- III 友釣り専用区における「ころがし」漁法の禁止
- IV 投網の区域の変更

イ 変更理由

- I おとり販売所の営業状況や釣り場環境の変化に対応するため、漁協が釣り人の利便性に考慮し、疑似おとりの使用期間を毎年調整したいため。
- II 行使規則との整合性を図るため。また、その他に誤字を含めた修正を行うため。
- III 行使規則との整合性を図るため。また、その他に誤字を含めた修正を行うため。
- IV 誤字の修正を行うため。

(2) 第8条の変更（特設釣り場の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

特設釣り場の期間および区間の拡大

イ 変更理由

釣り人にとって釣りやすい場所を増やすとともに、釣り場の魅力度を高めるため。

群馬漁業協同組合遊漁規則 一部改正新旧対照条文(案)

改正後

現行

(漁具漁法の制限)
 第四条
 第2項 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域において工欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア漁具漁法	イ水産動物	ウ区 域	工期 間
オランダ釣/バタ バタ掛釣	省略	省略	省略
疑似おとり 使用の友釣	ア コ	利根川本支流 高津戸ダムから上 流の渡良瀬川本支流	1月1日から組 合が定める日時 まで
毛 針 釣 (フライ釣を 除く)	全 魚 種	利根川左岸の前橋市 川原町地先の「阪東漁 業」特設待柱と右岸の 北馬郡吉岡町漆原地 先の「阪東漁業」特設 待柱と表記した白 橋を結ぶ線から大渡 川と流下までの利根 川(以下「友釣専用区 」と 言 う) 幸橋大橋上流端から 石関橋下流端までの 桃	4月21日から 9月20日正午 まで
毛 針 釣 (フライ釣を 除く)	省略	省略	省略

(漁具漁法の制限)
 第四条
 第2項 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域において工欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア漁具漁法	イ水産動物	ウ区 域	工期 間
オランダ釣/バタ バタ掛釣	全魚種	利根川本支流 高津戸ダムから上流 の渡良瀬川本支流	1月1日から9 月4日まで
疑似おとり 使用の友釣	ア コ	利根川本支流 高津戸ダムから上 流の渡良瀬川本支流	1月1日から9 月4日まで
毛 針 釣 (フライ釣を 除く)	全 魚 種	利根川左岸の前橋市 川原町地先の「阪東漁 業」特設待柱と右岸の 北馬郡吉岡町漆原地 先の「阪東漁業」特設 待柱と表記した白 橋を結ぶ線から大渡 川と流下までの利根 川(以下「友釣専用区 」と 言 う) 幸橋大橋上流端から 石関橋下流端までの 桃	4月21日から 9月20日正午 まで
毛 針 釣 (フライ釣を 除く)	全 魚 種	高津戸ダムから上 流の渡良瀬川本支 流	4月1日から第 一組 第一項で 定める日 時 まで

ア漁具漁法	イ水産動物	ウ区 域	工期 間
どぶ釣	省略	省略	省略
ころがし	全 魚 種	友釣専用区	<u>11月1日から</u> <u>12月31日</u> <u>まで</u>
		幸塚大橋 上流端から 右関橋 下流端までの桃 木川 渡良瀬川本支流	11月1日から 12月31日 まで
		昭和大橋から福島橋 下流端までの利根川	11月1日か ら翌年8月9 日まで
どぶ釣	ア コ	高津戸ダムから上 流の渡良瀬川本支 流	4月16日か ら7月31日 まで
		友釣専用区	<u>11月1日か</u> <u>ら翌年9月2</u> <u>0日まで</u>
ころがし	全 魚 種	大正橋 上流端から石 関橋 下流端までの桃 木川 渡良瀬川本支流	11月1日か ら翌年8月9 日まで
		昭和大橋から福島橋 下流端までの利根川	11月1日か ら翌年8月9 日まで
どぶ釣	ア コ	坂東橋下流端から昭 和大桥までの利根川 (友釣専用区を除く)	11月1日か ら翌年組合が 定める日まで

ア 漁具	イ 水産動物	ウ 区 域	工 期	間
投 網	全 魚 種	大川橋(大胡町)上から先流、長堤、井堰、の各200mの流下桃木川 赤岩橋から上流の渡良瀬川本支流	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで
		省略	省略	
		友釣専用区(幸塚大橋)上流から石関橋までの桃木川	11年1月1日から 1翌まで	11年1月1日から 1翌まで
		省略	省略	
		省略	省略	
		省略	省略	
		省略	省略	
		省略	省略	
		漁場全域	減水及び増濁水時	
		組合が定める放流区域	3日	放流日から 3日
		利根橋から福島橋下流端までの利根川	11年1月1日から 1翌まで	11年1月1日から 1翌まで
		坂東橋下流端から利根橋までの利根川	11年1月1日から 1翌まで	11年1月1日から 1翌まで

改正後	現行
<p>(特設釣り場) 第八条 組合は10月1日から翌年2月末日までの期間内において組合が別に定める期間、次の区域を特設釣り場と定め、その区域にニジマスの濃密放流を行うものとする。 坂東橋下流端から群馬大橋下流端までの組合が定める区域</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略</p>	<p>(特設釣り場) 第八条 組合は10月1日から12月末日までの期間内において組合が別に定める期間、次の区域を特設釣り場と定め、その区域にニジマスの濃密放流を行うものとする。 坂東橋下流端から中央大橋下流端までの組合が定める区域</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略</p>



行使規則第十一条及び遊漁規則
第八条で認可されている区域

令和3年度において
群馬漁業協同組合で定めた区域

今回の申請により延長する区域

令和2年度
「冬季ニジマス釣り場」
10.11.12月売上明細表

日 釣 り 券		販売枚数	合計金額
年券所有者 日釣り券 一日券	1,500円	662	993,000
年券所有者 日釣り券 半日券	1,000円	428	428,000
日釣り券 一日券	3,000円	438	1,314,000
日釣り券 半日券	2,000円	168	336,000
年券所有者 一日券 現場券	2,500円	6	15,000
日釣り券一日券 現場券	4,000円	0	0
一般中学生以下 日釣り券 一日券	500円	5	2,500
一般中学生以下 日釣り券 半日券	300円	10	3,000
	総合計	1,717	3,091,500

2021 令和3年度
「冬季ニジマス釣場」 総売上合計表

10月 11月 12月

日 釣 り 券		販売枚数	合計金額
年券所有者 日釣り券 一日券	1,500円	722	1,083,000
年券所有者 日釣り券 半日券	1,000円	398	398,000
日釣り券 一日券	3,000円	436	1,308,000
日釣り券 半日券	2,000円	166	332,000
日釣り券一日券 現場券	4,000円	1	4,000
日釣り券一日券 年券所持者現場券	2,500円	4	10,000
一般中学生以下 日釣り券 一日券	500円	8	4,000
一般中学生以下 日釣り券 半日券	300円	9	2,700
	総合計	1,744	3,141,700